

令和2（2020）年度版

栃木県市町村財政の状況

～令和元（2019）年度普通会計決算～



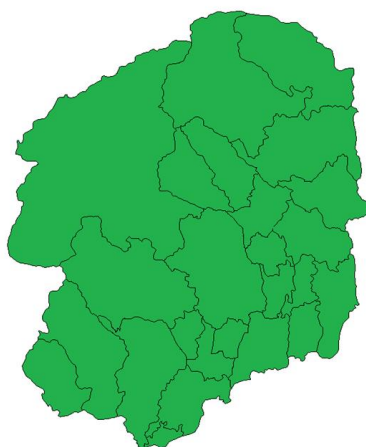
日光市役所本庁舎（日光市）



間々田のジャガマイタ（小山市）



妖精の森 ミツマタ群生地（茂木町）



野木神社のふくろう（野木町）



道の駅たかねざわ 元気あつむら
Takanezawa Trailers BASE（高根沢町）



御神火祭（那須町）

栃木県総合政策部市町村課

目 次

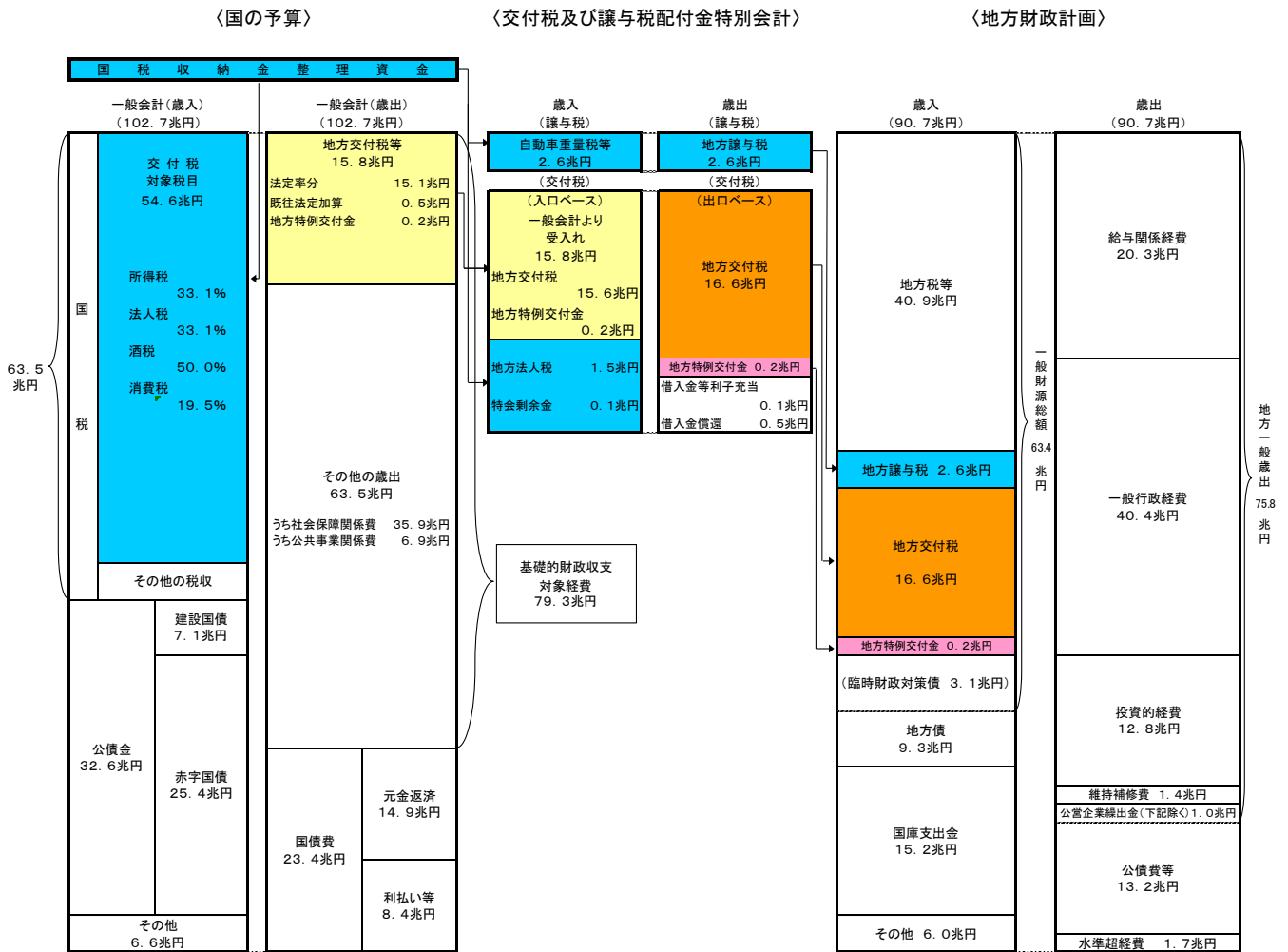
	頁
I 地方財政を取り巻く環境	
1 国の予算と地方財政計画との関係	1
2 累積する国の借金	2
3 厳しさが続く地方財政（全国ベース）	3
II 栃木県内市町村財政の状況	
1 令和元年度県内市町村の普通会計決算	4
2 歳入	
(1) 歳入決算額の推移（自主財源、依存財源別）	5
(2) 歳入項目別構成比全国比較（令和元年度）	5
(3) 自主財源比率の状況（令和元年度）	6
3 歳出	
(1) 歳出決算額の推移（性質別）	7
(2) 歳出項目別構成比全国比較（令和元年度）	7
(3) 公営企業会計に対する繰出の推移	8
(4) 国民健康保険・老人保健医療・後期高齢者医療・介護保険 各事業会計への繰出金の推移	8
(5) 普通建設事業費と扶助費の推移	9
4 財政指標	
(1) 経常収支比率の推移	10
(2) 経常収支比率の状況（令和元年度）	11
(3) 地方債現在高、起債制限比率及び実質公債費比率の推移	12
(4) 実質公債費比率の状況（平成 29～令和元年度の 3 カ年平均）	13
(5) 将来負担比率の状況（令和元年度）	14
(6) 財政力指数の状況（平成 30～令和 2 年度の 3 カ年平均）	15
5 将来負担	
(1) 地方債現在高と債務負担行為額の推移	16
(2) 積立金現在高の推移	16
(3) 将来にわたる実質的な財政負担の推移	17
6 職員の状況	
(1) 職員数の推移	18
(2) ラスパイレス指数の推移	19
7 地方税徴収率の状況	20
8 財政比較分析表	21

I 地方財政を取り巻く環境

1 国の予算と地方財政計画との関係

福祉・学校教育等の国民生活に密接に関連する行政は、その多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めています。

国の予算と地方財政計画(通常収支分)との関係(令和2年度当初)



(注)表示未満四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。(以下グラフ及び表に同じ)

※総務省「国の予算と地方財政計画(通常収支分)との関係」を基に作成。

■地方財政計画

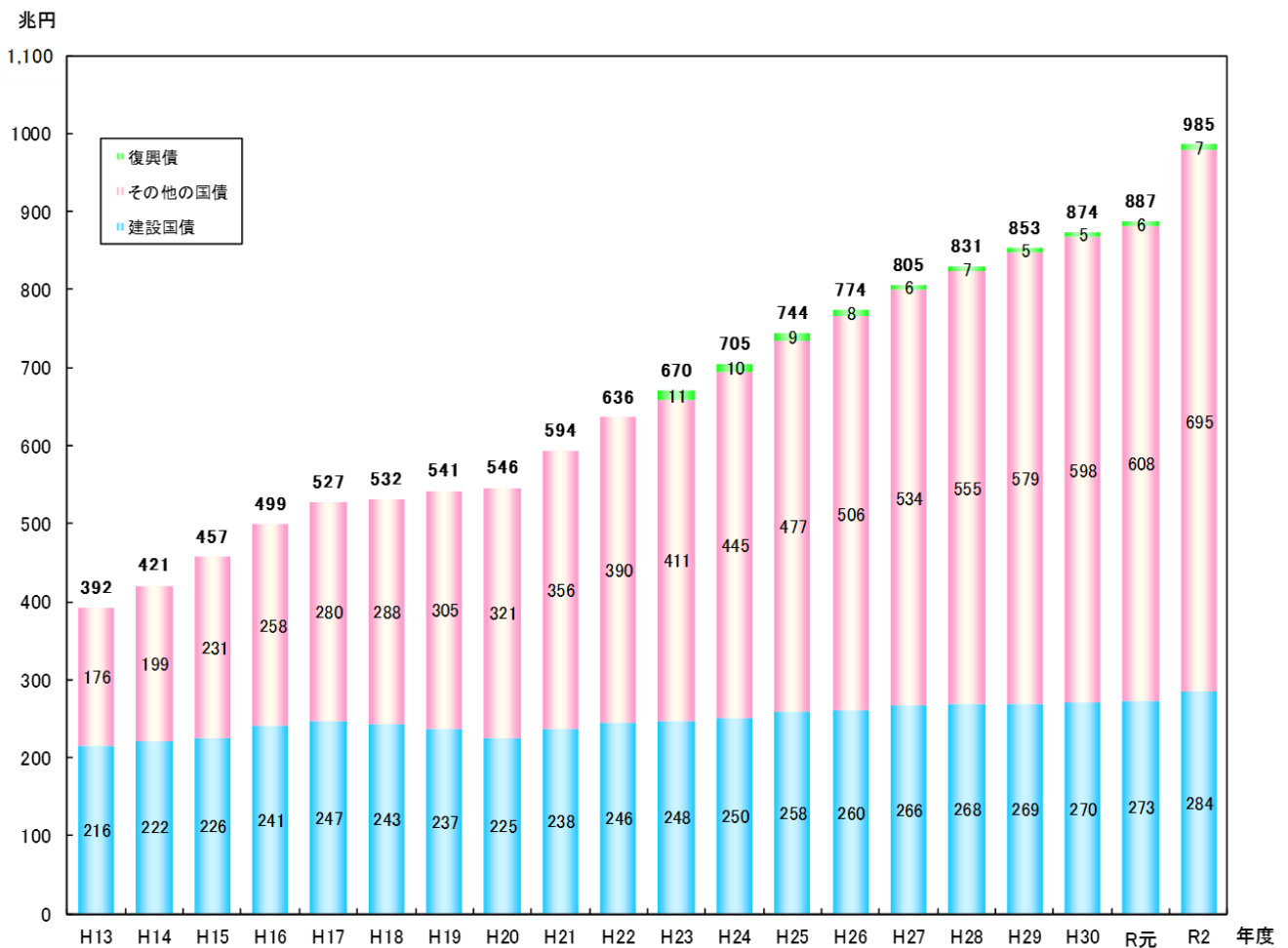
毎年度、内閣が作成する翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額をいいます。地方財政計画には、地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障、地方財政と国家財政等との調整、個々の地方公共団体の行財政運営の指針という役割があります。

2 累積する国の借金

国債残高は令和2年度末（見込み）で985兆円に及び、国家予算の約10倍に相当します。近年における国債残高の主な増加要因としては、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加、景気の悪化や減税による税収の落ち込みが挙げられます。

また、平成23年度より東日本大震災に伴う復興財源として、復興債が発行されています。

国債残高の推移



(注) 令和元年度までは実績、令和2年度は見込み。
※財務省「日本の財政関係資料」を基に作成。

■建設国債、その他の国債

国債には、道路整備等の公共事業費等の財源とするために発行される建設国債と、通常歳入が歳出に不足するために生じた一般的な赤字を補填する目的で発行される特例国債（赤字国債）等があります。

■復興債

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づき、復興のための施策に必要な財源となる税収等が入るまでのつなぎとして、平成23年度から令和2年度まで発行されます。

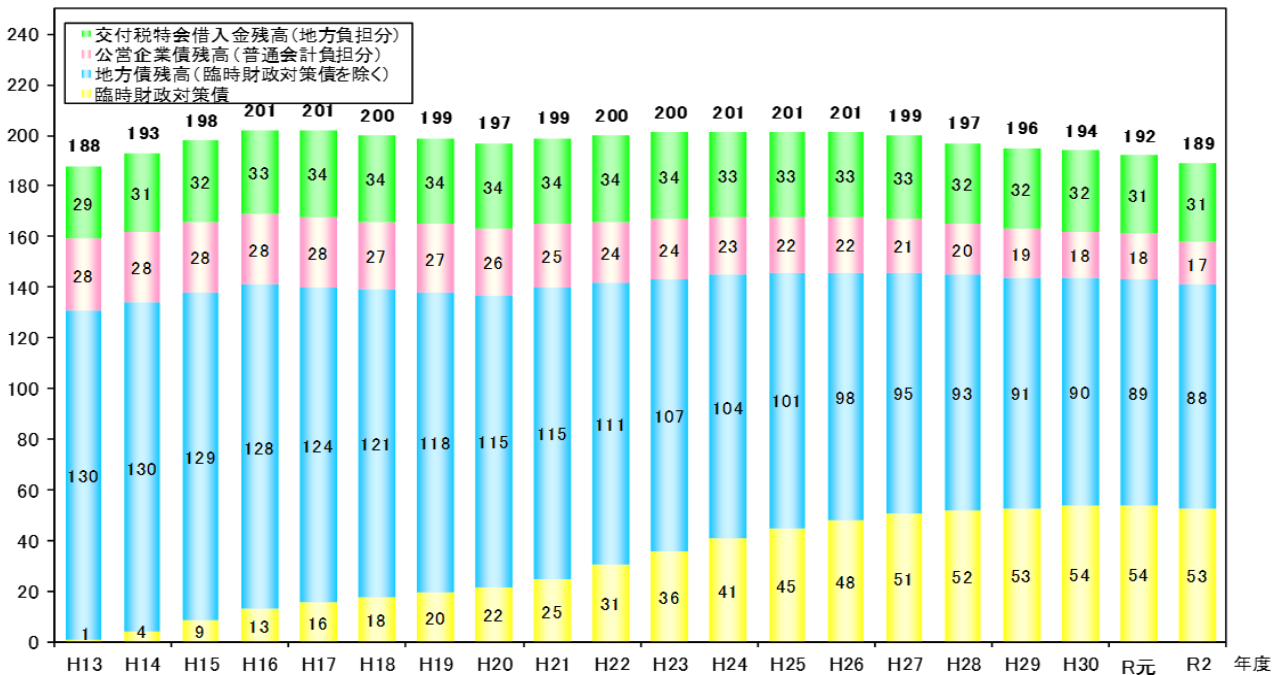
3 厳しさが続く地方財政(全国ベース)

地方財政の借入金残高は、減税による減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等に加え、平成13年度以降の臨時財政対策債の発行等により増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しています。

しかし、令和2年度末(見込み)での残高189兆円は、地方財政計画(令和2年度)における歳入総額の約2倍に相当し、この借入金の返済が地方財政の重荷となっています。

普通会計が負担すべき借入金残高の推移

兆円



(注)令和元年度までは実績、令和2年度は見込み。

※総務省「地方財政関係資料」等を基に作成。

■普通会計

財政分析に用いられる理論上の会計区分であり、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計(公営企業、国民健康保険事業等)以外のものの合計額から、相互に重複する部分を控除したものです。

■交付税特会借入金(地方負担分)

地方交付税の財源不足に対処するため、国の交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税特会)が借り入れた借入金のうち地方財政全体で負担するものです。

■公営企業債(普通会計負担分)

水道事業等の地方公営企業において償還する公営企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものです。

■臨時財政対策債

地方交付税の原資となる国税収入が不足していることから、地方財政計画上の通常収支の不足額の一部を各地方公共団体の起債により補填するための地方債であり、その元利償還金相当額は後年度の基準財政需要額に全額算入されます。

Ⅱ 栃木県内市町村財政の状況

1 令和元年度県内市町村の普通会計決算

県内 25 市町の令和元年度普通会計の決算規模は、歳入歳出とも前年度を上回りました。

歳入 8,561 億円 (対前年度比 371 億円増、4.5%増)

歳出 8,152 億円 (対前年度比 301 億円増、3.8%増)

(単位：百万円、%)

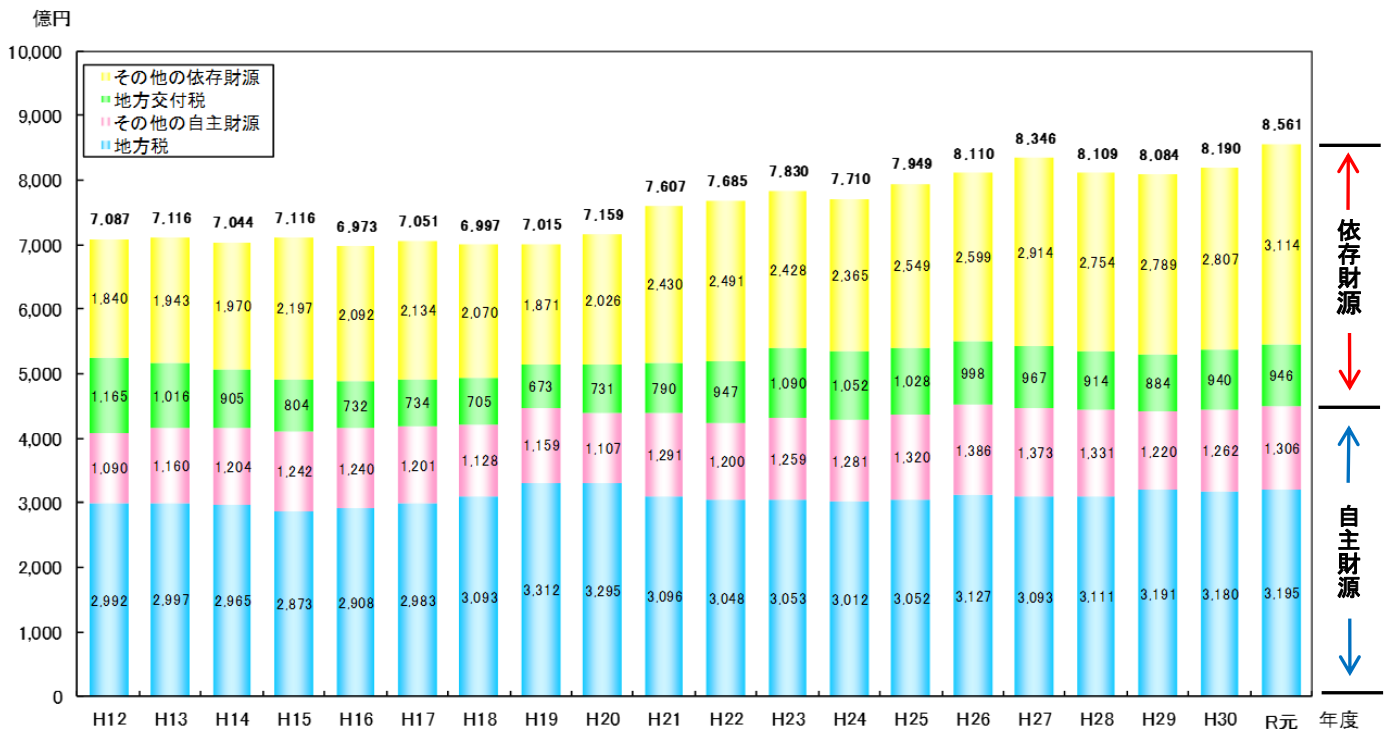
市町名	歳入			歳出		
	決算額	増減額	伸び率	決算額	増減額	伸び率
1 宇都宮市	223,160	9,119	4.3	218,570	10,742	5.2
2 足利市	55,079	674	1.2	53,184	658	1.3
3 栃木市	75,142	11,598	18.3	67,294	6,787	11.2
4 佐野市	54,125	6,058	12.6	49,893	4,247	9.3
5 鹿沼市	42,465	4,057	10.6	39,980	2,846	7.7
6 日光市	42,537	△ 3,457	△ 7.5	41,796	△ 3,310	△ 7.3
7 小山市	59,504	1,127	1.9	58,052	1,310	2.3
8 真岡市	37,487	3,611	10.7	35,595	4,116	13.1
9 大田原市	33,164	△ 2,578	△ 7.2	32,264	△ 2,344	△ 6.8
10 矢板市	15,051	△ 315	△ 2.1	14,535	28	0.2
11 那須塩原市	53,020	1,183	2.3	50,099	758	1.5
12 さくら市	19,224	△ 454	△ 2.3	17,954	△ 346	△ 1.9
13 那須烏山市	12,431	302	2.5	11,841	271	2.3
14 下野市	28,913	1,322	4.8	26,825	964	3.7
市 計	751,303	32,246	4.5	717,883	26,726	3.9
15 上三川町	11,116	487	4.6	10,508	339	3.3
16 益子町	8,908	489	5.8	8,564	637	8.0
17 茂木町	7,845	348	4.6	7,244	297	4.3
18 市貝町	5,528	185	3.5	4,872	△ 100	△ 2.0
19 芳賀町	8,656	658	8.2	7,797	265	3.5
20 壬生町	13,805	540	4.1	13,320	638	5.0
21 野木町	8,593	667	8.4	8,191	600	7.9
22 塩谷町	6,108	121	2.0	5,386	△ 160	△ 2.9
23 高根沢町	11,597	523	4.7	10,724	288	2.8
24 那須町	13,547	1,258	10.2	12,469	1,159	10.3
25 那珂川町	9,064	△ 415	△ 4.4	8,220	△ 584	△ 6.6
町 計	104,767	4,859	4.9	97,295	3,379	3.6
市 町 計	856,070	37,105	4.5	815,178	30,104	3.8

2 歳入

令和元年度の歳入に占める依存財源の割合は、その他の依存財源が増加したことにより、前年度に比べて高くなりました。

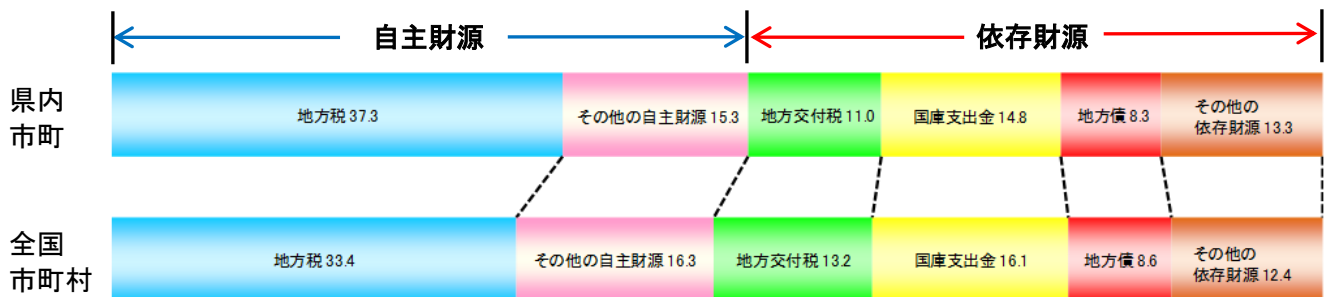
また、全国と比較した場合、地方税の割合が高く、地方交付税や国庫支出金等の割合が低い状況です。

(1) 歳入決算額の推移(自主財源、依存財源別)



(2) 歳入項目別構成比全国比較(令和元年度)

(単位: %)



(注) 全国市町村は、特別区、一部事務組合及び広域連合を含みます。

■ 自主財源

市町村が自主的に収入することができる財源で、地方税、使用料・手数料、諸収入等をいいます。歳入に占める自主財源の割合(自主財源比率)が高いほど行政活動の自主性と安定性が高いとされています。

■ 依存財源

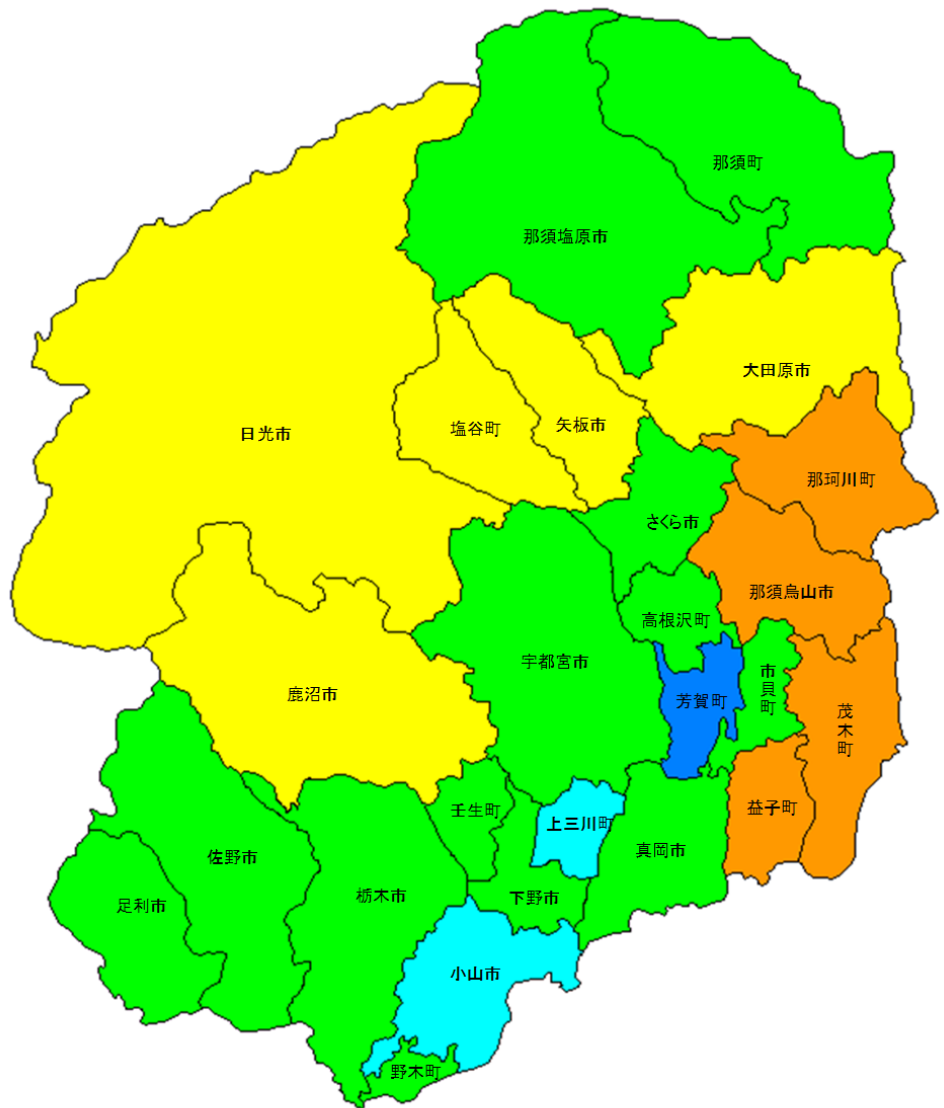
自主財源以外の財源をいい、収入の源泉を国又は県に依存し、かつ、その額と内容が国又は県の定める基準ないし意思決定にかかるといいます。地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債等をいいます。

(3) 自主財源比率の状況(令和元年度)

(単位:%)

団体名	自主財源比率
芳賀町	70.8
小山市	61.9
上三川町	61.0
市貝町	59.7
那須町	58.9
壬生町	57.9
宇都宮市	56.5
高根沢町	54.6
那須塩原市	53.5
さくら市	52.4
野木町	52.3
足利市	52.0
真岡市	51.5
栃木市	50.3
佐野市	50.2
下野市	50.1
鹿沼市	49.9
矢板市	45.5
大田原市	45.1
日光市	43.7
塩谷町	41.8
那珂川町	39.9
茂木町	39.1
益子町	38.5
那須烏山市	33.5
市平均	49.7
町平均	52.2
市町平均	50.8

※平均は単純平均

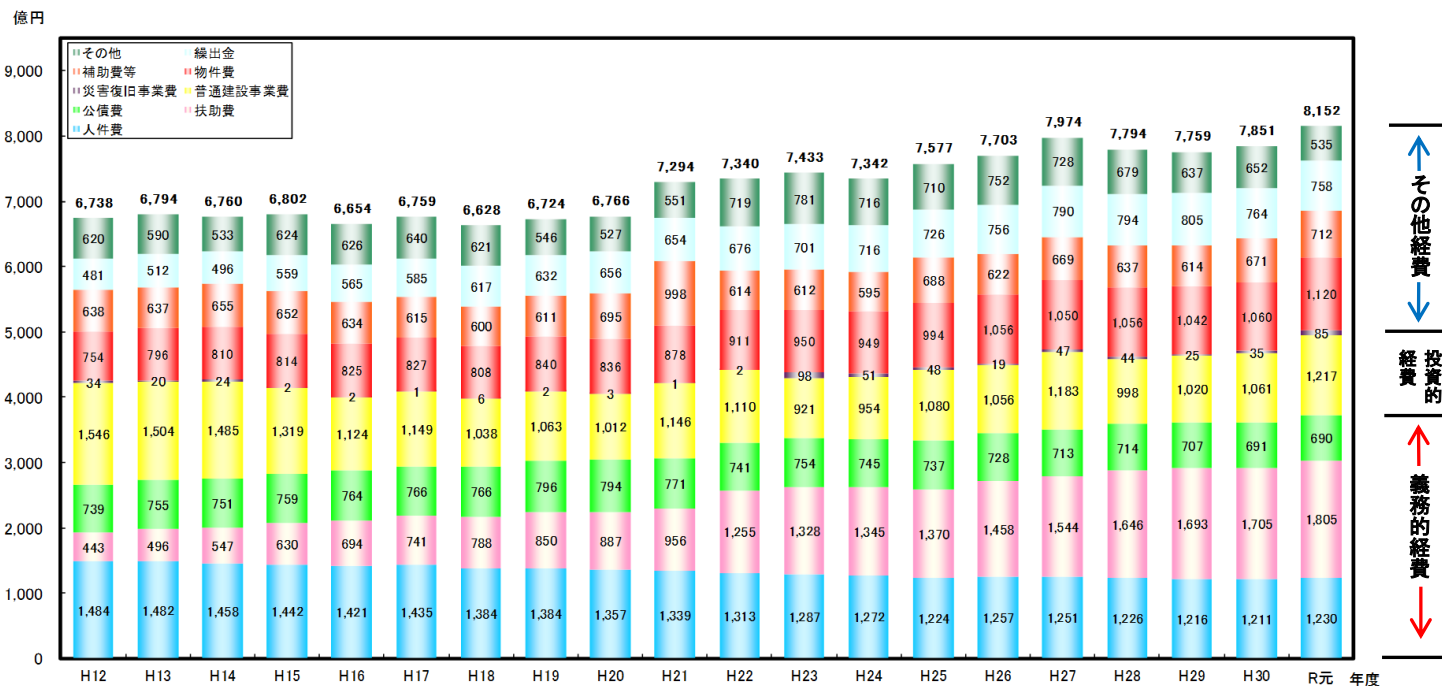


区分	団体色	団体数		
		市	町	計
70%以上	Blue	0	1	1
60~70%未満	Cyan	1	1	2
50~60%未満	Green	8	5	13
40~50%未満	Yellow	4	1	5
40%未満	Orange	1	3	4

3 歳出

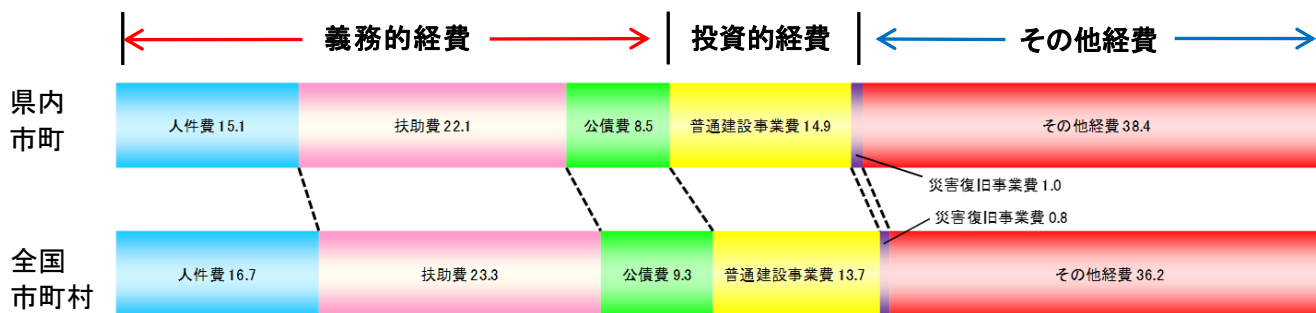
歳出を性質別で見ると、扶助費の増加により義務的経費は増加傾向にあります。
 なお、全国と比較した場合、義務的経費の割合が低くなっており、その中でも人件費、扶助費の割合が低くなっています。

(1) 歳出決算額の推移(性質別)



(2) 歳出項目別全国比較(令和元年度)

(単位: %)



(注) 全国市町村は、特別区、一部事務組合及び広域連合を含みます。

■義務的経費

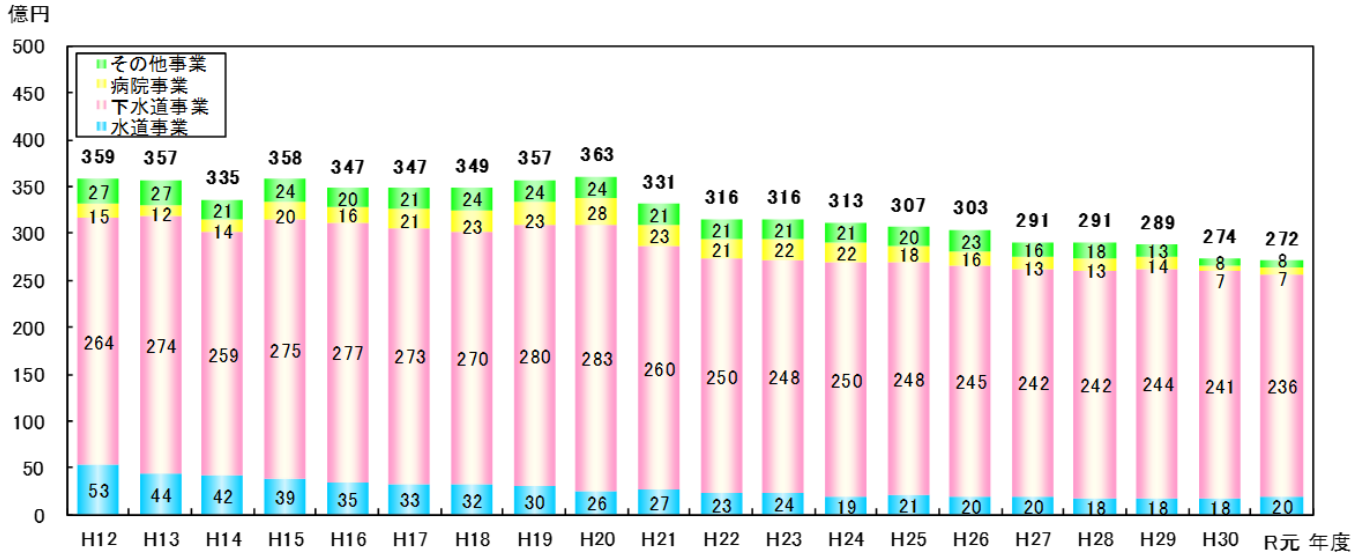
歳出のうち、支出が義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、職員給与費等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなります。

■投資的経費

道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費等からなります。

(3) 公営企業会計に対する繰出の推移

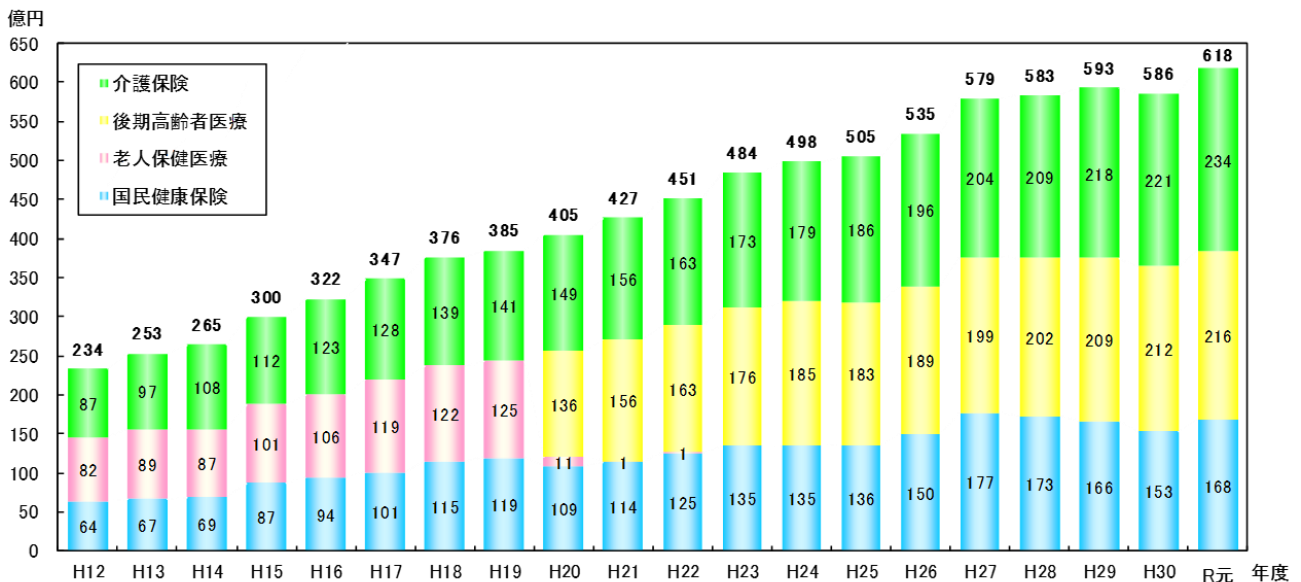
公営企業会計に対する普通会計からの繰出は、建設改良費や公的資金補償金免除繰上償還に伴う支払利息の減少により、平成 21 年度以降は減少傾向にあります。



(注)上記繰出には、地方公営企業法の適用事業への繰出(補助費など)を含みます。

(4) 国民健康保険・老人保健医療・後期高齢者医療・介護保険各事業会計への繰出金の推移

国民健康保険事業会計等に対する繰出金は年々増加しており、介護保険制度が導入された平成 12 年度に 200 億円を超え、平成 27 年度には 550 億円を超えています。



■公的資金補償金免除繰上償還

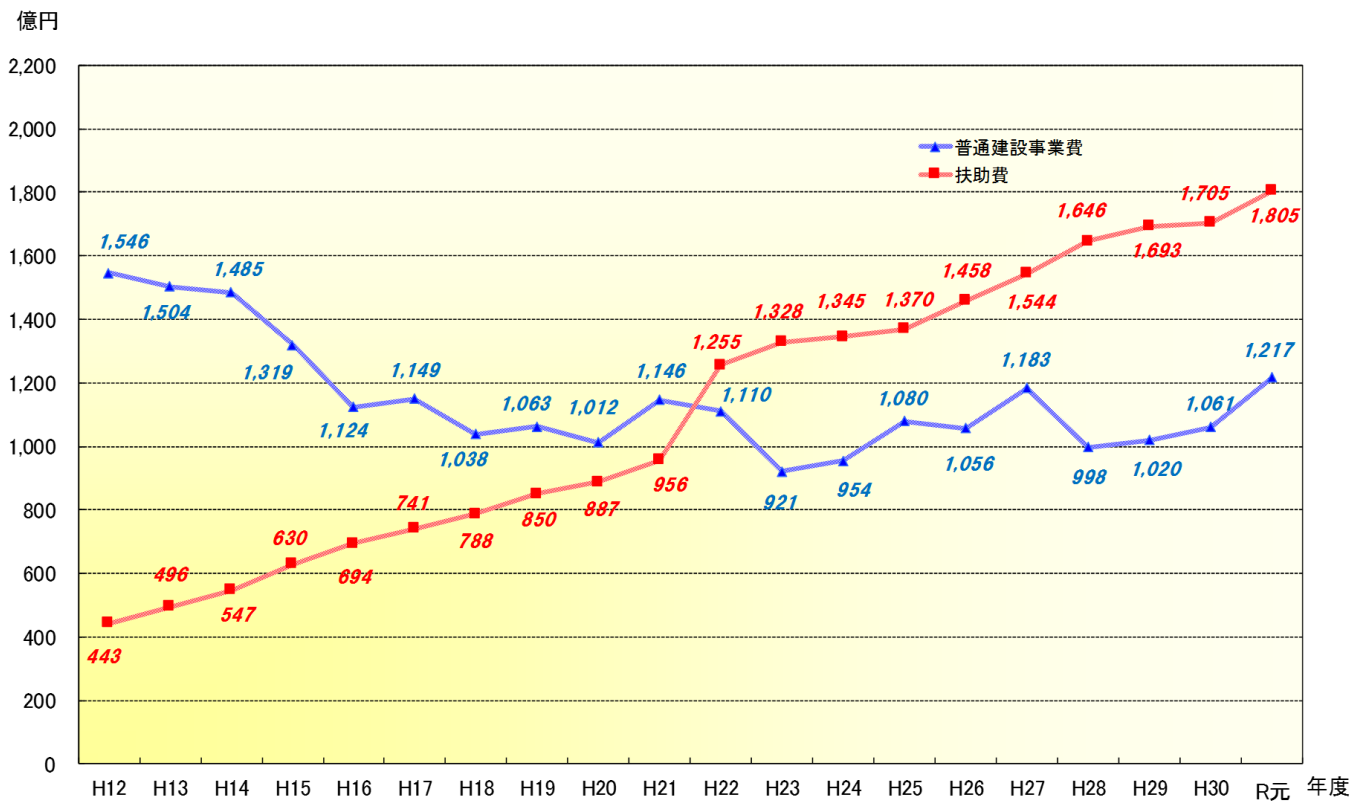
公債費負担の軽減対策として、一定の条件（実質公債費比率、経常収支比率、合併の有無、資本費等）を満たし、かつ公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成 19 年度から平成 21 年度及び平成 22 年度から平成 24 年度までの各 3 年間で高利率（5%以上）の公的資金（旧資金運用部・旧簡易生命保険・旧公営企業金融公庫資金）の繰上償還等が認められました。従来は、繰上償還の際には、補償金として償還期限までの利子相当分を支払う必要がありましたが、特例措置として免除されます。

(5) 普通建設事業費と扶助費の推移

普通建設事業費は、老朽化に伴う新庁舎建設の増加等により、平成 24 年度以降増加傾向にあり、令和元年度は 1,200 億円を上回りました。

扶助費は、高齢化の進展等により増加傾向にあり、平成 22 年度以降は子ども手当や生活保護費等の増加により、扶助費が普通建設事業費を上回っています。

今後、過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える一方で、扶助費の増加等により地方財政は依然として厳しい状況にあることから、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化していくことが必要になっています。



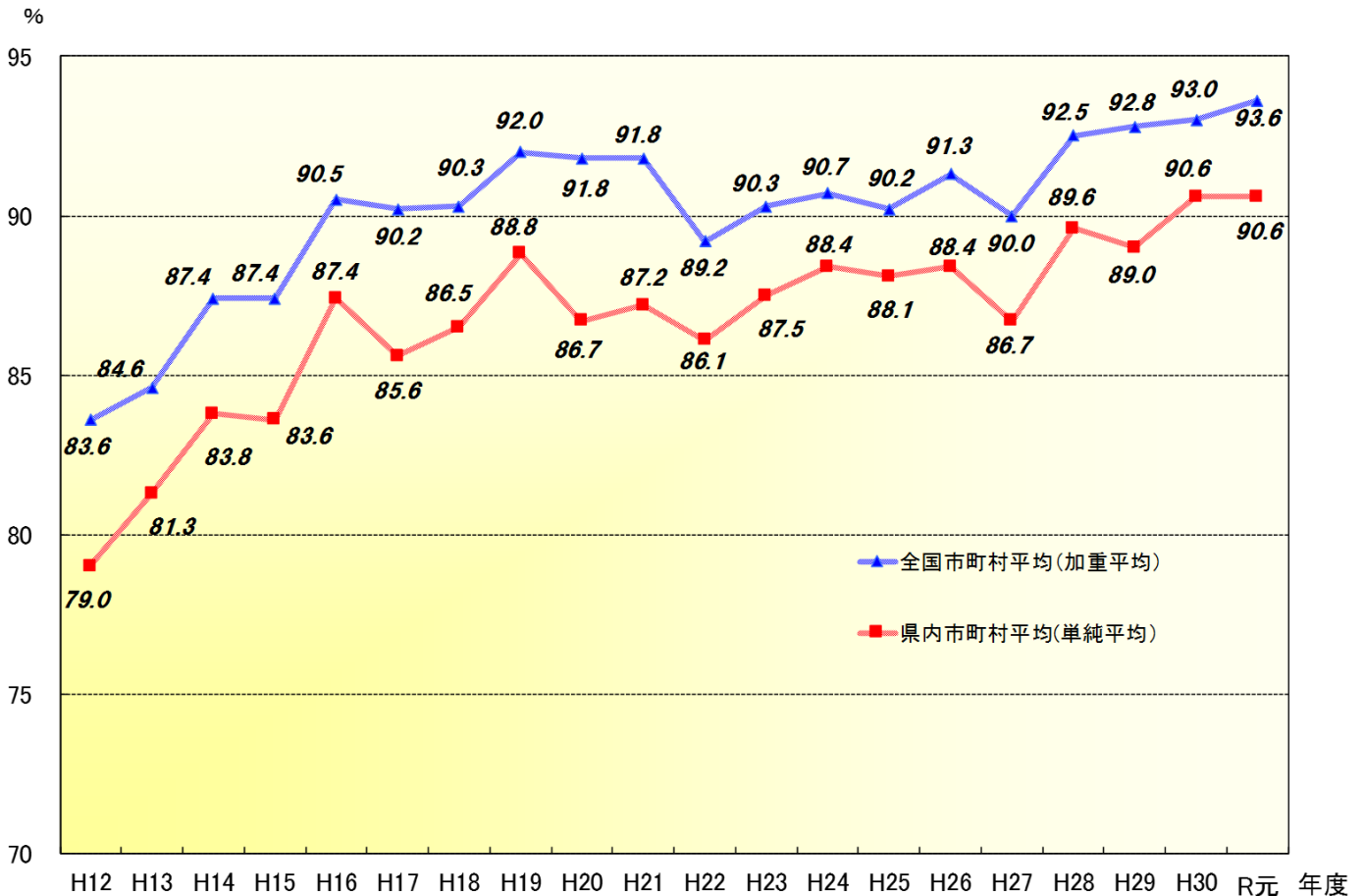
■扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の各種法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費（地方公共団体が独自に支出するものを含む）をいいます。

4 財政指標

(1) 経常収支比率の推移

財政の弾力性を示す経常収支比率について、前年度から変動はありませんが、全国平均を下回っているものの、依然として財政構造の硬直化の状況が続いています。



■経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合をいいます。この比率が低いほど普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があるといえます。

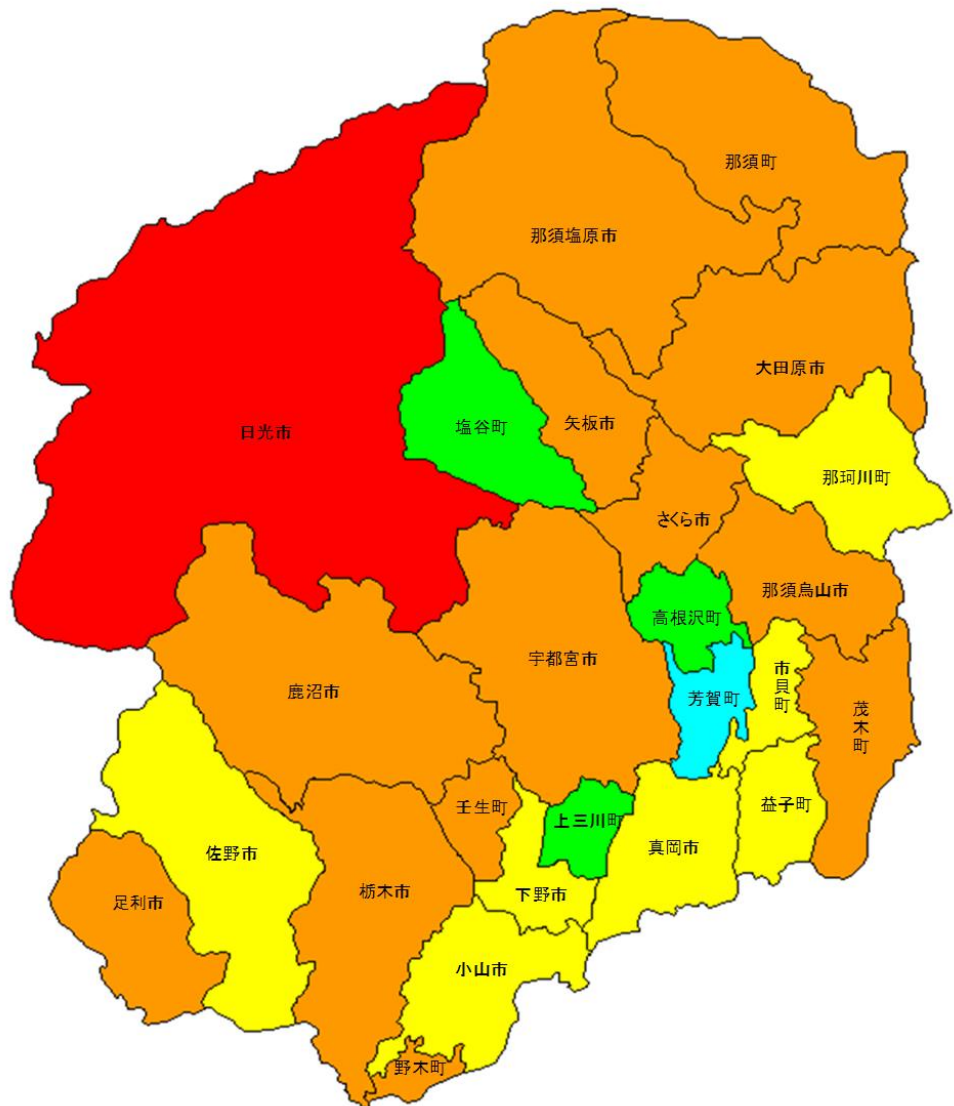
(2) 経常収支比率の状況(令和元年度)

(単位:%)

団体名	経常収支比率
芳賀町	79.1
上三川町	80.5
高根沢町	82.3
塩谷町	84.4
市貝町	85.9
佐野市	87.4
下野市	87.6
那珂川町	87.8
小山市	88.7
益子町	89.0
真岡市	89.8
矢板市	91.3
さくら市	91.4
野木町	91.5
那須町	91.5
那須烏山市	91.7
鹿沼市	92.3
茂木町	93.3
宇都宮市	94.0
足利市	94.0
栃木市	96.6
壬生町	96.7
大田原市	97.9
那須塩原市	99.0
日光市	100.2
市平均	93.0
町平均	87.5
市町平均	90.6
全国平均	93.6

※県内平均：単純平均

※全国平均：加重平均



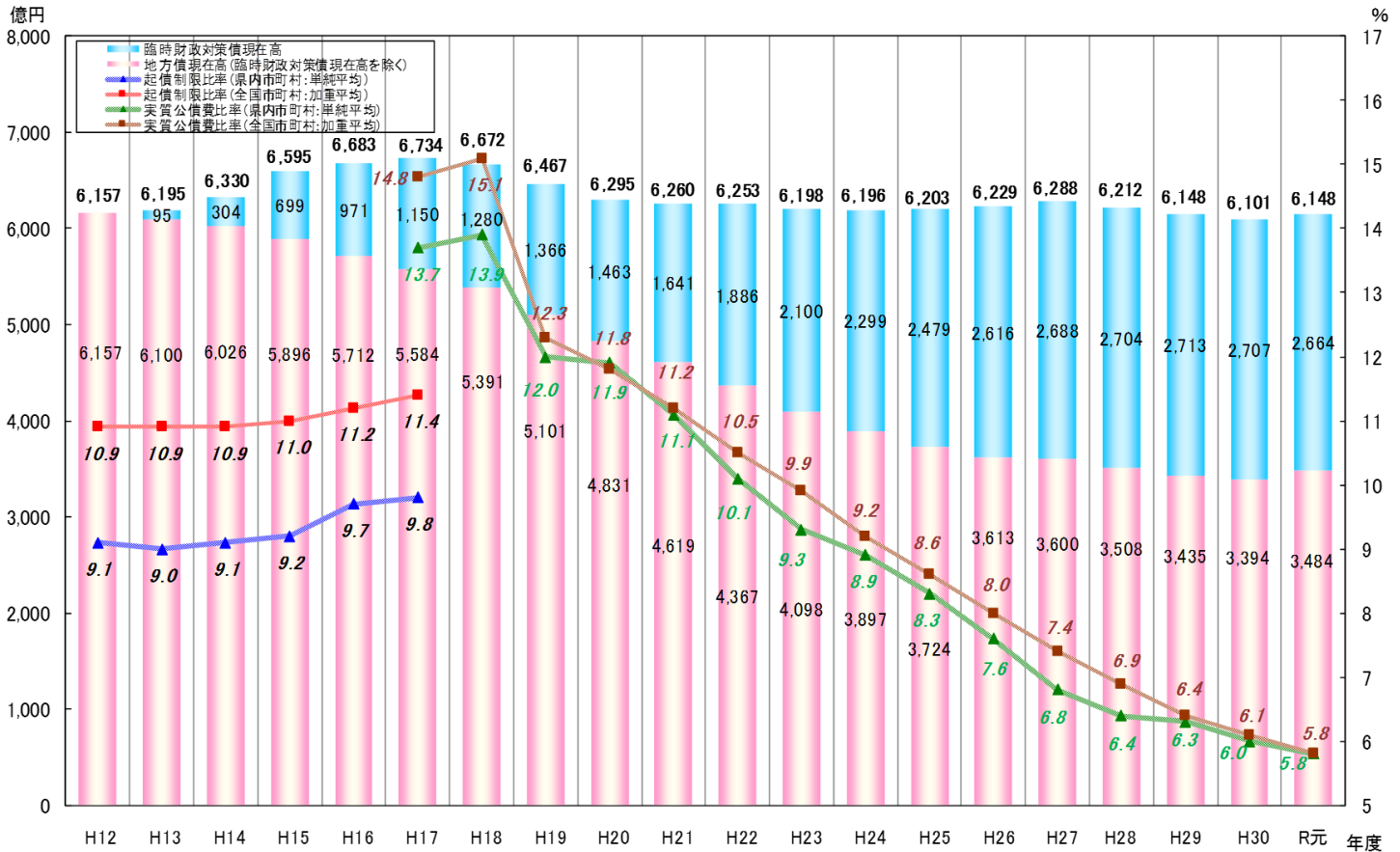
区分	団体色	団体数		
		市	町	計
70%未満	Blue	0	0	0
70～80%未満	Cyan	0	1	1
80～85%未満	Green	0	3	3
85～90%未満	Yellow	4	3	7
90～100%未満	Orange	9	4	13
100%以上	Red	1	0	1

(3) 地方債現在高、起債制限比率及び実質公債費比率の推移

地方債現在高は、近年は横ばいで推移していますが、令和元年度の6,148億円は令和元年度の県内市町歳入総額のおよそ7割に相当し、この返済が財政の重荷になっています。

なお、臨時財政対策債現在高を除く地方債（建設地方債）現在高は、平成12年度以降減少傾向にあります。また、地方債全体に占める臨時財政対策債現在高の割合が高くなっています。

また、実質公債費比率は、前年度に比べて0.2ポイント低下の5.8%となっています。



■起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金等に充当された一般財源の標準財政規模（一般財源の標準的な収入見込額）に対する割合をいいます。

■実質公債費比率

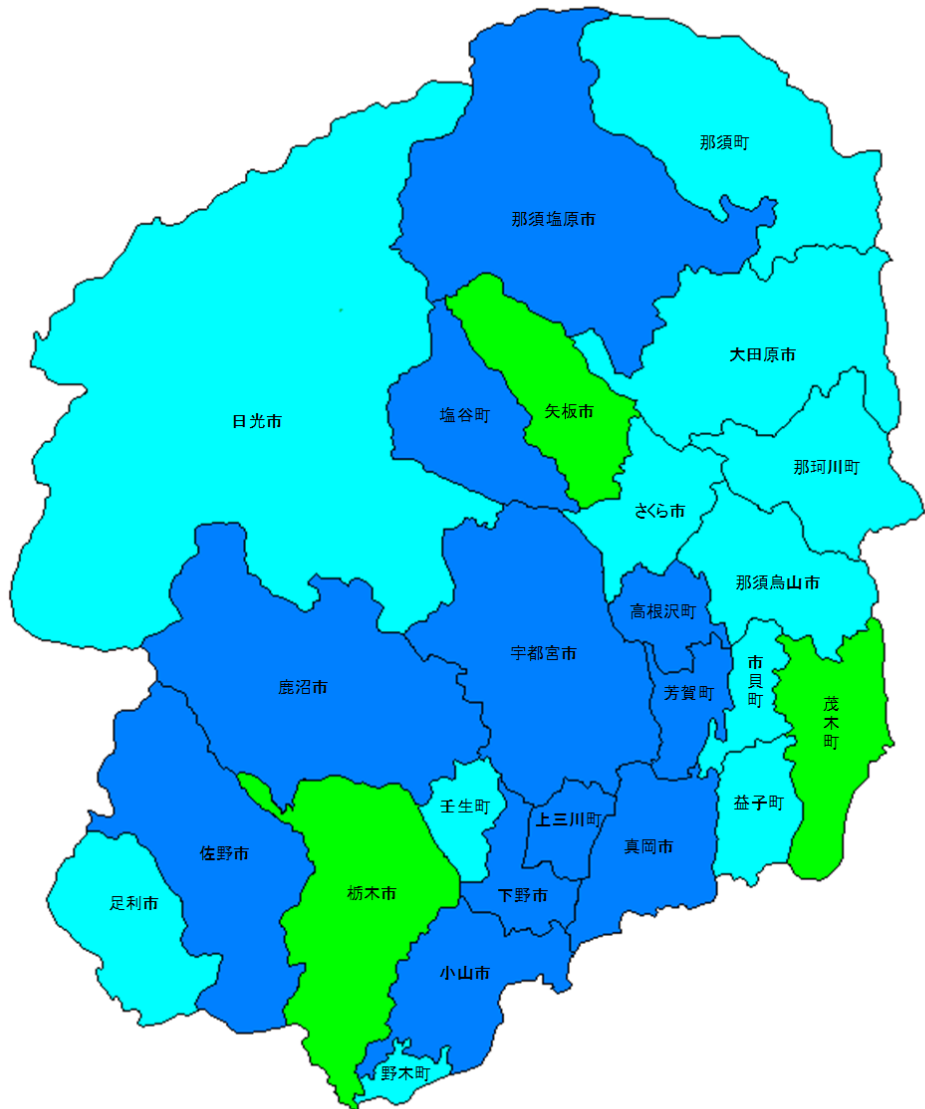
地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い平成20年度（平成19年度決算分）から導入された地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標です。従来の起債制限比率とは異なり、一般会計等の公債費だけでなく、公営企業会計への繰出や、一部事務組合の公債費等も含めて算定するもので、自治体全体の財政状況の実態がよりの確に反映されます。

実質公債費比率（3カ年平均）が18%以上の団体は、起債に当たり許可が必要となります。また、25%以上になると財政健全化団体、35%以上では財政再生団体となります。

(4) 実質公債費比率の状況(平成29～令和元年度の3カ年平均)

(単位:%)

団体名	実質公債費比率
下野市	1.8
高根沢町	2.0
佐野市	2.1
芳賀町	2.1
鹿沼市	2.9
那須塩原市	4.0
塩谷町	4.4
真岡市	4.9
上三川町	5.1
宇都宮市	5.3
小山市	5.7
壬生町	6.4
日光市	6.5
市貝町	6.6
那須烏山市	6.7
益子町	6.9
大田原市	7.1
那須町	7.2
足利市	7.3
さくら市	7.3
野木町	7.4
那珂川町	7.9
矢板市	9.0
栃木市	9.4
茂木町	9.5
市平均	5.7
町平均	6.0
市町平均	5.8
全国平均	5.8



※県内平均：単純平均

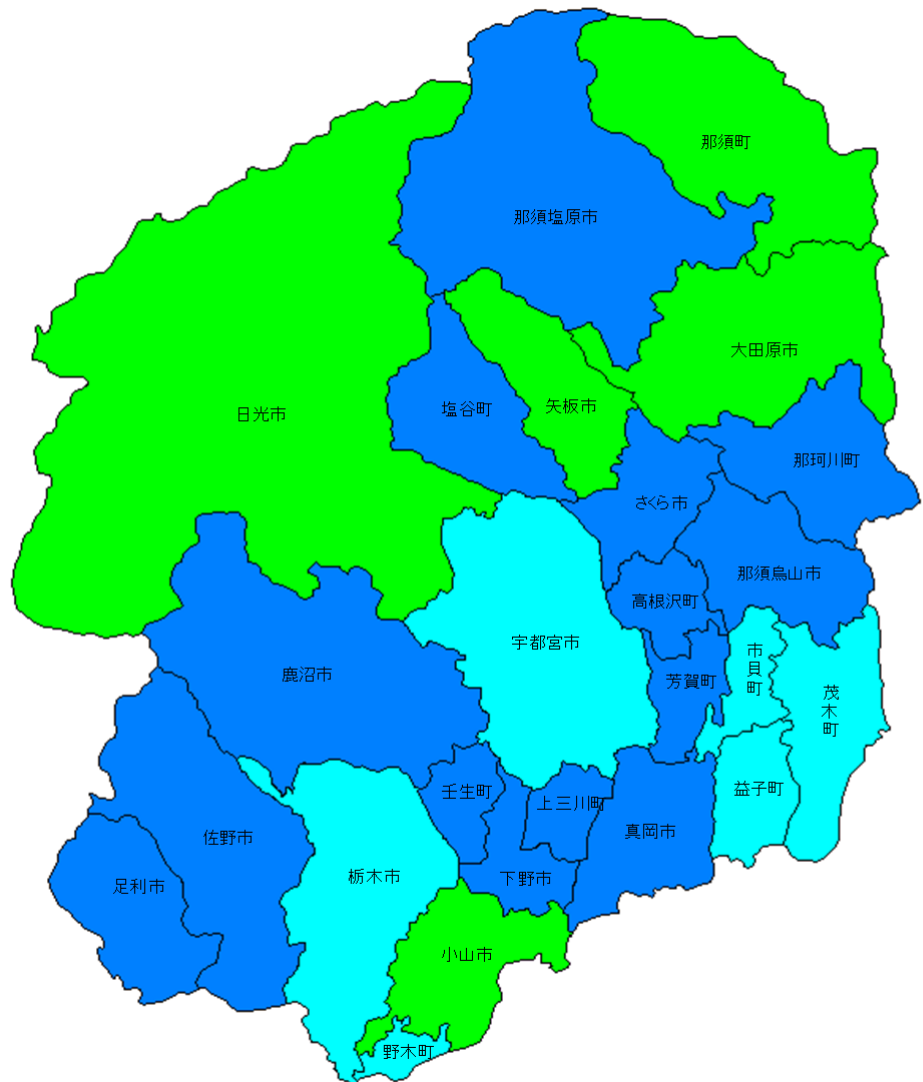
※全国平均：加重平均

区分	団体色	団体数		
		市	町	計
6%未満	Dark Blue	7	4	11
6~9%未満	Light Blue	5	6	11
9~12%未満	Green	2	1	3
12~15%未満	Yellow	0	0	0
15~18%未満	Orange	0	0	0
18%以上	Red	0	0	0

(5) 将来負担比率の状況(令和元年度)

(単位：%)

団体名	将来負担比率
足利市	-
佐野市	-
鹿沼市	-
真岡市	-
那須塩原市	-
さくら市	-
那須烏山市	-
下野市	-
上三川町	-
芳賀町	-
壬生町	-
塩谷町	-
高根沢町	-
那珂川町	-
宇都宮市	0.0
市貝町	16.2
野木町	31.2
茂木町	41.7
栃木市	45.2
益子町	49.9
矢板市	50.2
那須町	51.7
小山市	60.2
大田原市	63.7
日光市	66.0
市平均	20.4
町平均	17.3
市町平均	19.0
全国平均	27.4



区分	団体色	団体数		
		市	町	計
0%未満	Blue	8	6	14
0~50%未満	Cyan	2	4	6
50~100%未満	Green	4	1	5
100~200%未満	Yellow	0	0	0
200~350%未満	Orange	0	0	0
350%以上	Red	0	0	0

■将来負担比率

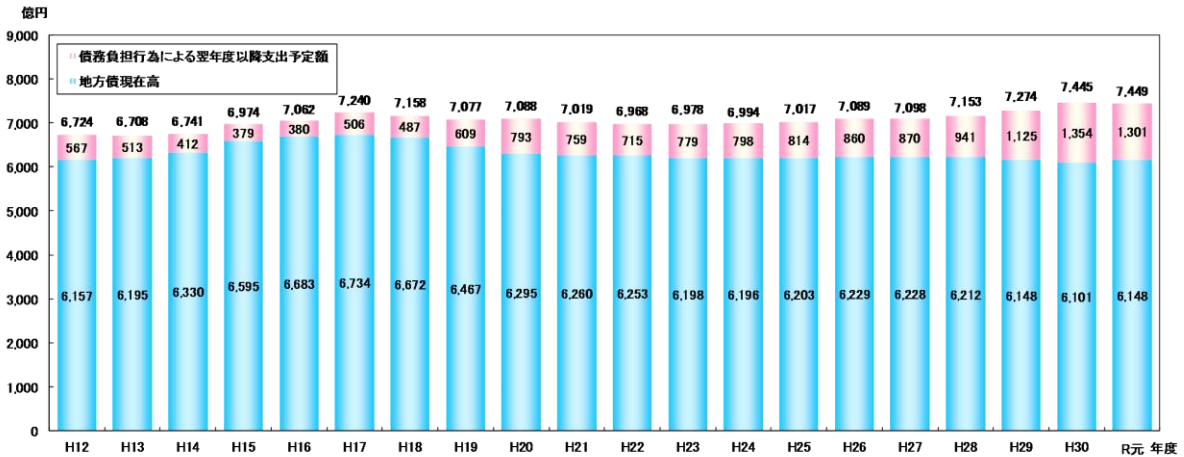
地方公共団体財政健全化法に基づく指標の一つで、将来負担の大きさを表す指標です。将来負担額（確定債務と負担が見込まれる債務の合計）から控除額を控除した後の額の標準財政規模等に対する割合で算定されます。確定債務としては、一般会計等に係る地方債残高、企業会計に係る地方債残高のうち一般会計等による負担見込額等が、負担が見込まれる債務としては、土地開発公社等の負債額や第三セクターへの損失補償額のうち一般会計等による負担見込額等があります。これらを合計したものから、充当可能基金や充当可能特定歳入、地方債残高に係る交付税基準財政需要額算入見込額を控除し、その控除後の数値の標準財政規模等に対する割合で算定します。

将来負担比率が350%以上になると財政健全化団体となります。なお、財政再生基準は設定されていません。

5 将来負担

(1) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

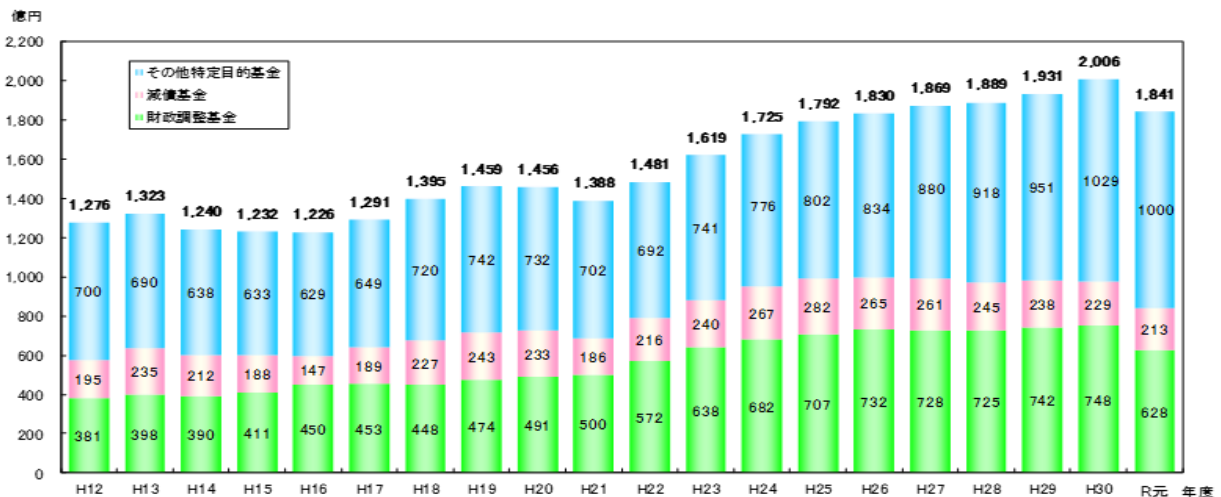
令和元年度末現在の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は 1,300 億円を超えており、地方債の返済と同じく将来の財政負担となっています。



(2) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成 22 年度以降 9 年連続で増加し、平成 30 年度には 2,000 億円を超えています。令和元年度は前年度と比べ 165 億円減少し、1,900 億円を下回っています。

各市町においては、経済不況や人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策等といった将来の財源不足に備えるため、行政改革や経費節減等により基金残高を確保しています。



■ 債務負担行為

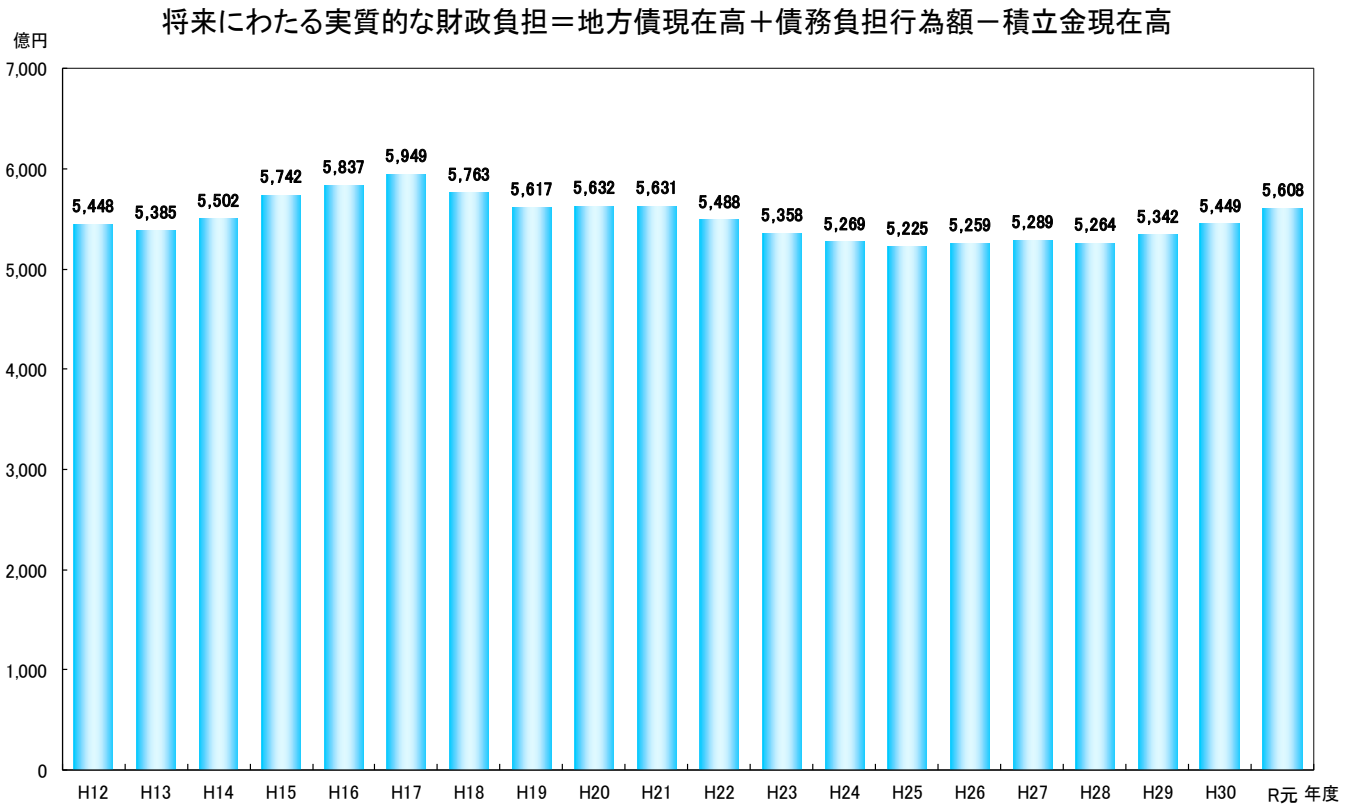
複数年度にまたがって行われる事業については、会計年度独立の原則の例外として、契約年度の翌年度以降についても支払いを行うことがあります。当該契約に基づき将来にわたって支払うことを約束する行為を債務負担行為といいます。

■ 財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金を財政調整基金、地方債の償還のための基金を減債基金、その他特定の目的のために積み立てられた基金をその他特定目的基金といいます。

(3) 将来にわたる実質的な財政負担の推移

地方債現在高と債務負担行為額の合計から積立金現在高を差し引いた将来にわたる実質的な財政負担は、近年は横ばい傾向にありますが、歳入の大幅な伸びが期待できない中で、今後の市町村財政に重くのしかかってくることとなります。

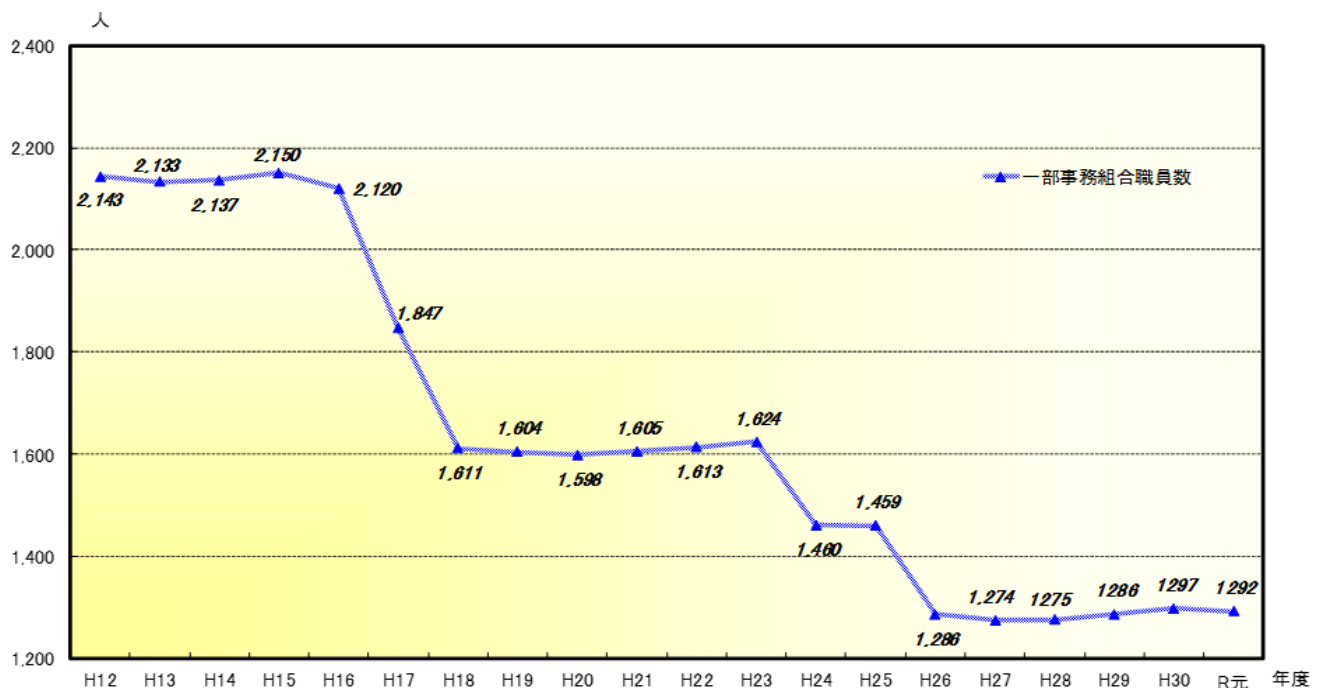
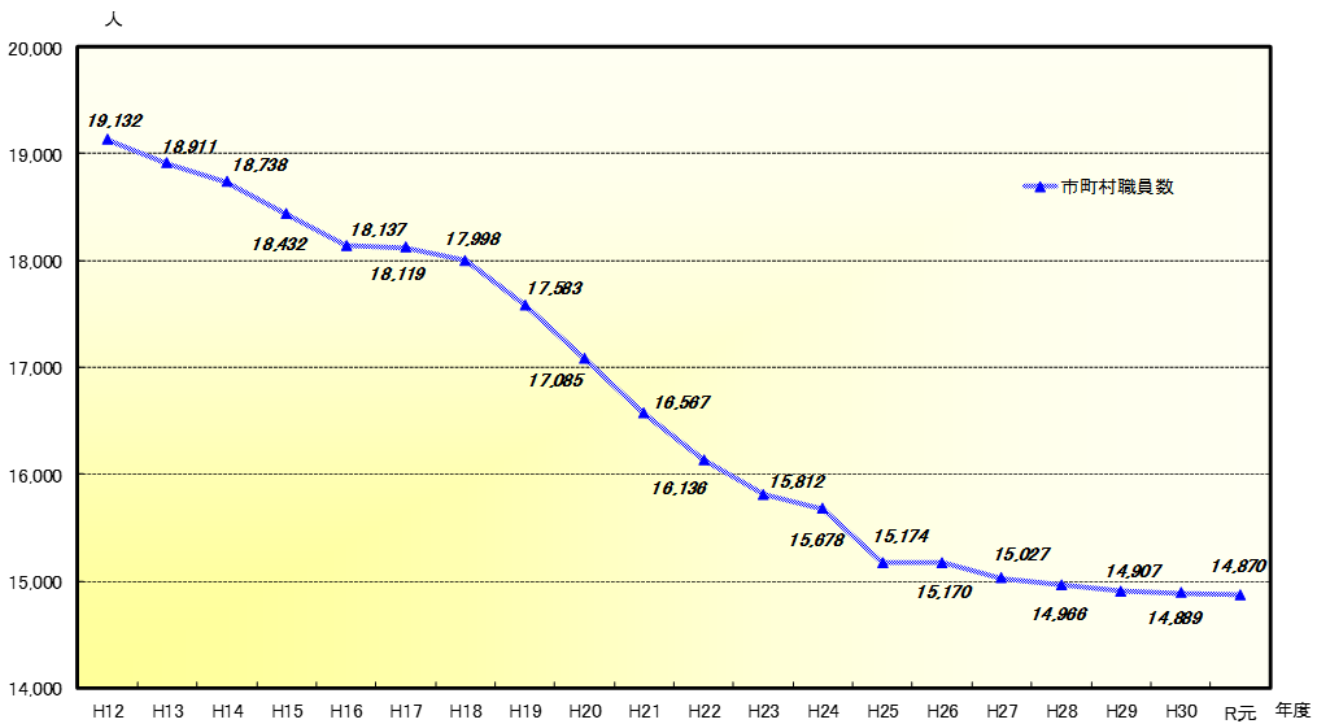


6 職員の状況

(1) 職員数の推移

市町村職員数は、平成9年度から令和元年度まで23年連続で減少しており、平成28年度以降は15,000人を下回っています。

なお、平成17年度、平成18年度、平成24年度及び平成26年度の市町村職員数の減少数が小さく、一部事務組合職員数の減少数が大きいのは、市町村合併により解散又は一部事務を合併市町村に移管した一部事務組合の職員が、合併市町村の職員として採用されたためです。



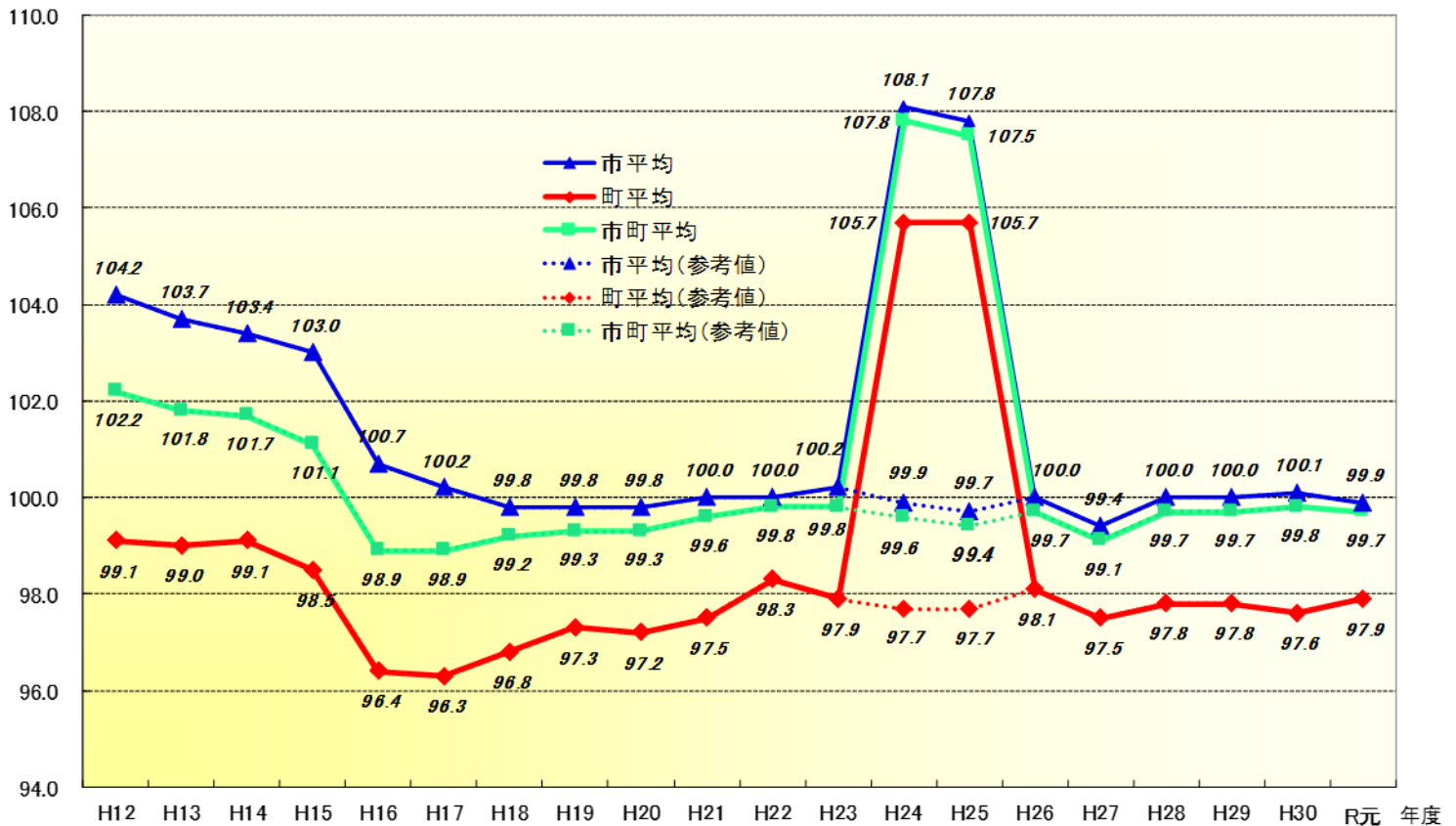
(注) 上記グラフは、各年度4月1日現在の数値です。

(2) ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による給与減額支給措置が平成25年度末で終了した影響により、平成26年度は大幅に減少しています。

また、令和元年度は前年度と比べ、市町平均で0.1減少、市平均で0.2減少、町平均で0.3増加しました。

なお、平成16年度は、国立大学の法人化により国立大学の職員が調査対象から外れたため大幅に低下しています。



(注)(参考値)は国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

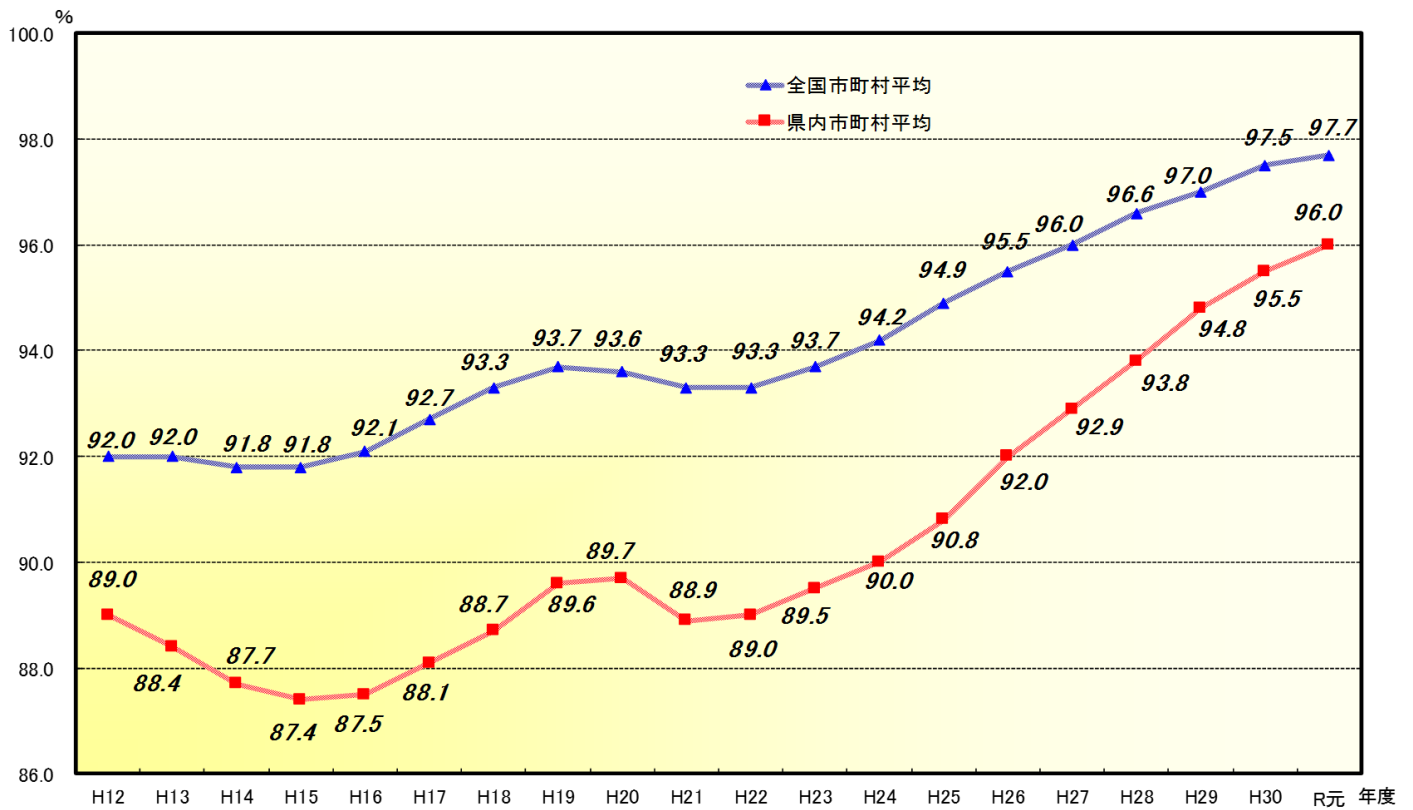
■ラスパイレス指数

地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

7 地方税徴収率の状況

地方税徴収率の平均は、令和元年度は前年度に比べ0.5ポイント上昇しました。しかし、全国平均と比べた場合、令和元年度は1.7ポイント下回っています。

各市町においては、財源確保はもとより、税負担の公平性を確保するためにも、積極的な収入確保対策を実施しています。



(参考) 税収入確保対策として、平成 19 年度から栃木県及び県内全市町で構成する栃木県地方税滞納整理推進機構を設置し、県と市町が緊密に連携・協議を行い、収入確保対策の進行管理を行うことで滞納整理を推進しています。

8 財政比較分析表

下記のレーダーチャートは、各市町の令和元年度の財政指標（一部指標を除く）を比較したもので、県内市町平均を100とし、線が外側にあるほど財政状況等が良いことを示しています。

○財政指標

- ①財政の弾力性（経常収支比率・実質公債費比率）
- ②財政の豊かさ（自主財源比率・財政力指数・住民一人当たりの標準財政規模）
- ③財政の堅実性（住民一人当たりの積立金残高・住民一人当たりの将来財政負担額）

○レーダーチャートの算式

各団体のレーダーチャートは、各指標の県内市町における偏差値により作成していますが、その算式については、下記のとおりです。

$$\text{偏差値} = \frac{([\text{当該団体の指標値}] - [\text{県内市町平均値}]) \div [\text{標準偏差}^*]}{1} \times 10 + 100$$

※標準偏差：下記計算式の平方根

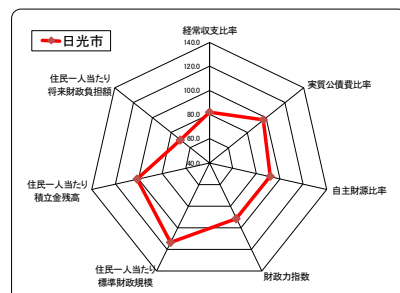
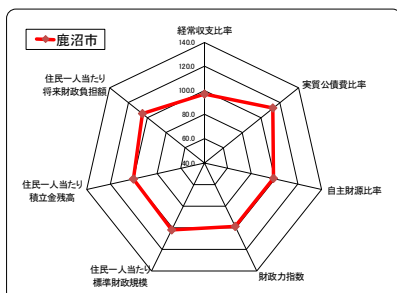
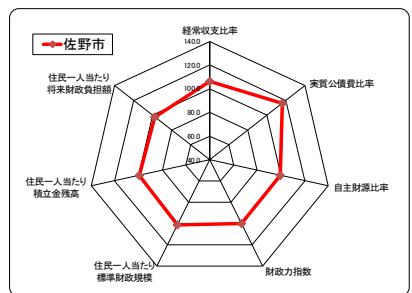
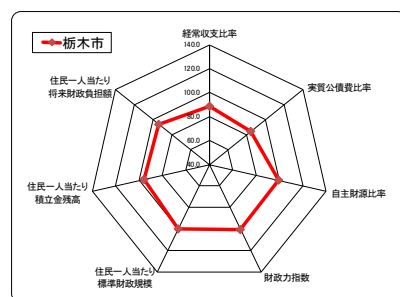
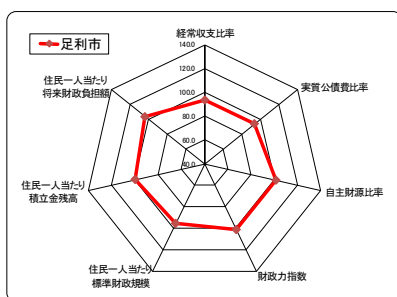
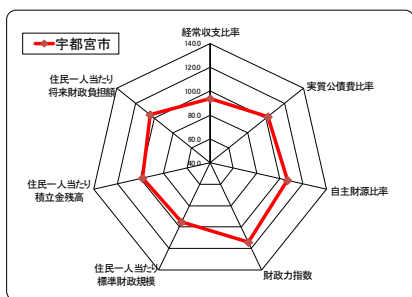
$$\frac{(((\text{各団体の指標値}] - [\text{県内市町平均値}]) \text{の2乗}) \text{の県内25市町の合計値}}{\div [25(\text{県内市町数})]}$$

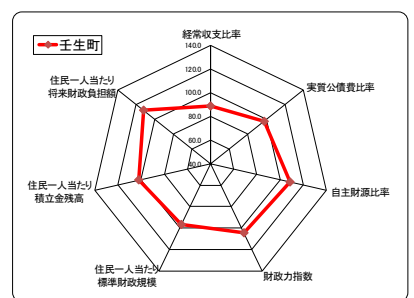
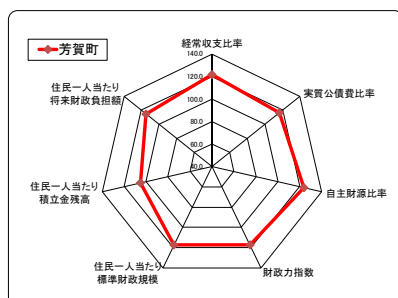
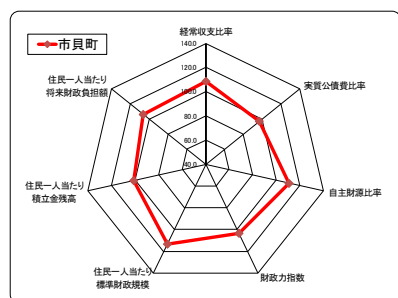
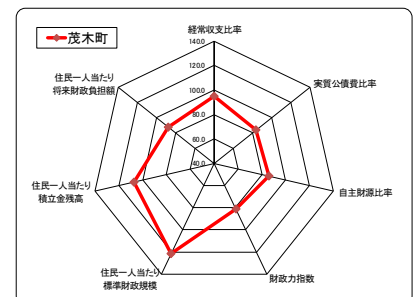
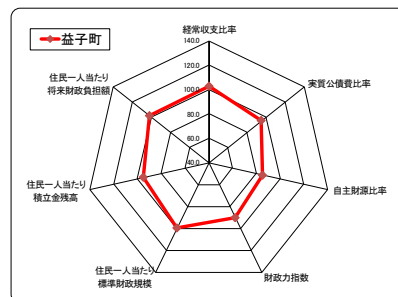
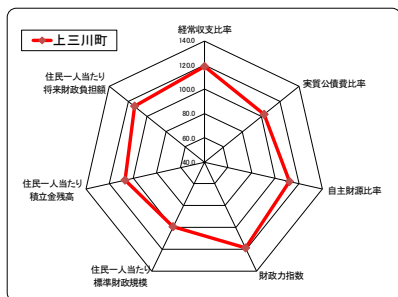
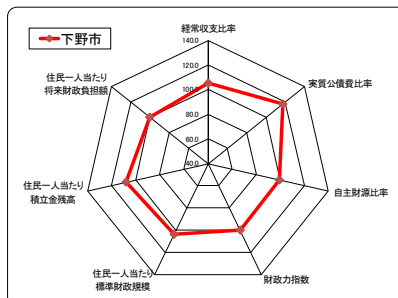
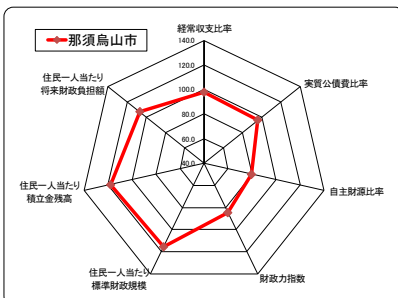
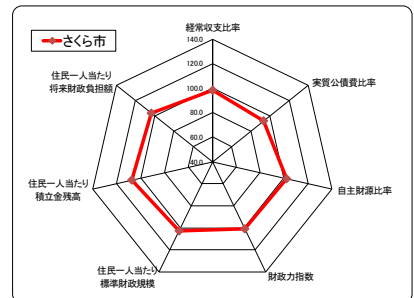
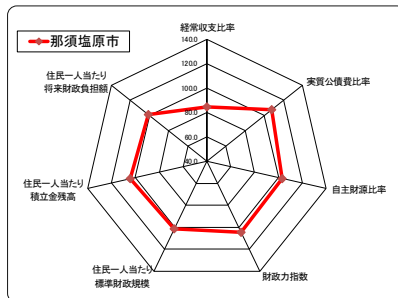
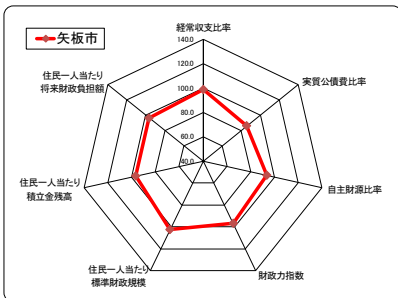
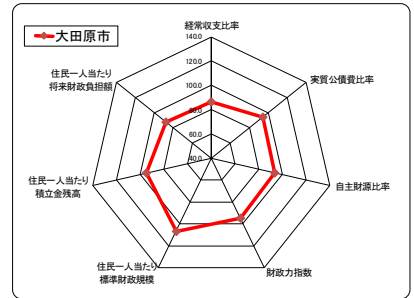
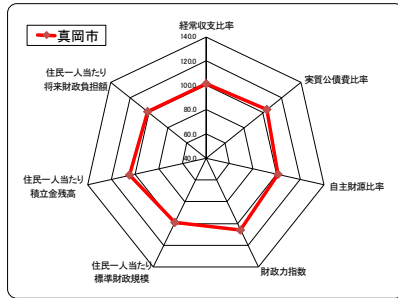
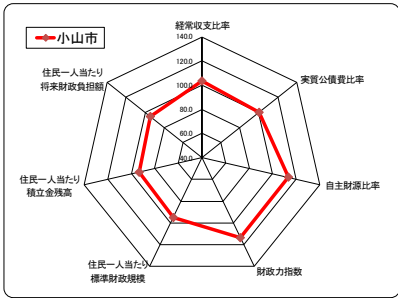
(注) 経常収支比率、実質公債費比率、住民一人当たりの将来財政負担額については、数値が小さいほど財政状況が良いため、上記偏差値の計算式中、下線部分の正負を逆転しています。

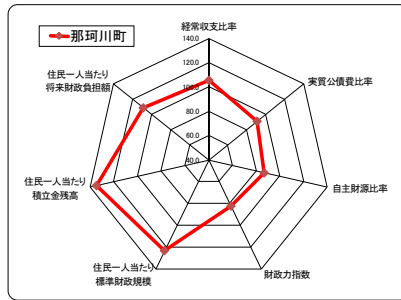
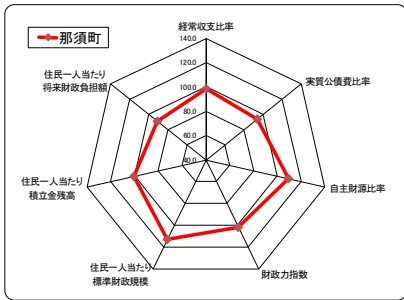
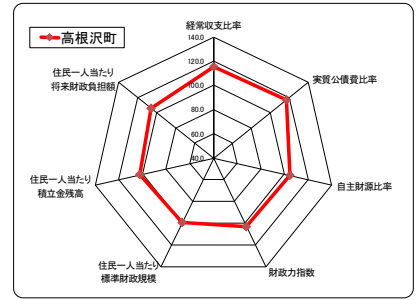
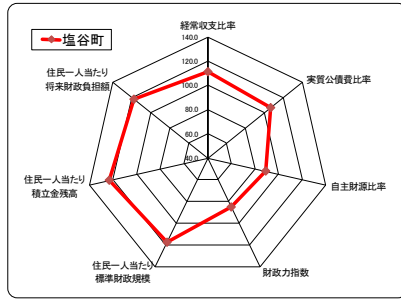
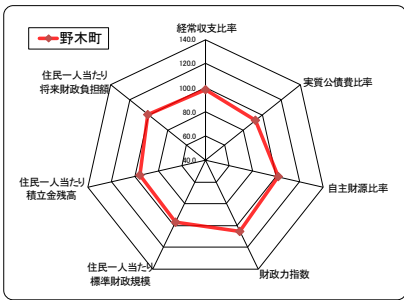
○各指標の平均値

経常収支比率：90.6%、実質公債費比率：5.8%、自主財源比率：50.8%、財政力指数：0.739、
住民一人当たりの積立金残高：93,958円、住民一人当たりの将来財政負担額：286,201円、
住民一人当たりの標準財政規模：224,182円

(注) 実質公債費比率は平成29～令和元年度の3カ年平均、財政力指数は平成30～令和2年度の3カ年平均です。









令和3年3月 発行

編集者 栃木県総合政策部市町村課

〒320—8501

栃木県宇都宮市塙田1—1—20

TEL 028—623—2116

FAX 028—623—3924